

平成23年度

台東区指定管理者施設管理評価報告書

平成24年2月

台東区指定管理者施設管理評価委員会

## はじめに

指定管理者制度は、公の施設の管理を民間事業者等に代行させ、区民サービスの向上、管理経費の縮減を図りながら、多様化する区民ニーズに、より効率的・効果的に対応していくための制度です。

この制度により公の施設の管理運営を指定管理者に委ねる場合、自治体(行政)は、施設の管理状況を常に確認し、指定管理者と協働して適切な管理がなされるように取り組んでいく必要があります。かりそめにも、経費削減を重視した結果、区民サービスの水準が低下したり、営利を追求するあまり不適切な管理運営が行われ、結果として行政コストが高くなるようなことがあってはなりません。このため、指定管理者の事業運営や施設の管理状況などを継続的に検証・評価し、必要な改善を図っていくことが、非常に重要となります。

台東区では、こうした考えに基づき、他自治体に先駆けて、平成18年度に「指定管理者施設管理評価委員会」を設置し、指定管理者制度を適用している施設の管理状況等を検証・評価しています。

評価は、今年度で6回目となります。今年度の評価対象施設は、浅草公会堂と台東リバーサイドスポーツセンターの2施設とし、学識経験者、企業経営の専門家、区民及び区職員の計7名による評価委員によって評価を実施しました。

本委員会では、実際に施設を視察するとともに、指定管理者や施設を所管する部署へのヒアリングを行いました。評価に際しては、区民や施設の利用者の立場で評価にあたることを第一に心がけ、そして評価委員の責務として、評価すべき点はしっかりと評価し、また改善すべき点については、できるだけ具体的に指摘するようにいたしました。

台東区が、本委員会の評価結果を真摯に受けとめ、適切に活用し、指定管理者とともに、区民サービスの更なる向上と施設管理の改善に取り組まれることを心から期待します。

平成24年2月

台東区指定管理者施設管理評価委員会  
委員長 福留 強

## 目次

1. 指定管理者施設管理評価の主旨	1
2. 指定管理者制度の適用状況	1
3. 指定管理者施設管理評価の概要	2
(1) 区による評価	2
(2) 評価委員会による評価	2
4. 評価シートの作成手順	4
5. 評価委員会による評価結果	1 1
(1) 浅草公会堂	1 1
(2) 台東リバーサイドスポーツセンター	1 7
6. 評価委員会の総括的意見	2 3
(1) 施設管理のあり方について	2 3
(2) 評価の進め方等について	2 3
7. 区の自己評価結果一覧（54施設）	2 4
《参考資料》	
(1) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 委員名簿	2 7
(2) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 設置要綱	2 8
(3) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 活動記録	3 0
(4) 台東区指定管理者制度運用指針	3 1
(5) 台東区における指定管理者制度適用施設一覧	3 5

## 1. 指定管理者施設管理評価の主旨

平成15年の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理運営に関し、指定管理者制度が創設された。施設管理の委託先については、法改正前は自治体の出資法人や公共団体等に限定されていたが、改正後は、民間事業者等にも門戸が広げられることになった。これにより、民間の経営ノウハウ等を活用して住民サービスの向上や管理経費の縮減等を図り、より一層効率的、効果的な施設管理を行うことができるようになった。

こうした指定管理者制度のメリットを活かすためには、公の施設の設置者である自治体が、指定管理者による管理運営の状況や実績などを適切に検証・評価し、その結果を施設の管理運営や業務改善に的確に反映させていくことが必要である。

また、指定期間中の管理運営状況に対する評価は、指定期間の更新時に当該指定管理者の再選定の可否を判断するための基礎として、重要な役割を持つものである。

こうした点を踏まえ、本区では、平成18年度より、「台東区指定管理者制度運用指針」（平成22年5月11日改定）に基づき、指定管理者制度を適用している施設の管理状況等について評価を実施している。また、その中で、外部の有識者や区民等で構成する指定管理者施設管理評価委員会を設置し、第三者の視点による評価を実施し、評価の公正性や客観性を確保している。

## 2. 指定管理者制度の適用状況

台東区では、平成16年4月に「特別養護老人ホーム蔵前」、「くらまえ高齢者在宅サービスセンター」、「くらまえ在宅介護支援センター」に初めて指定管理者制度を適用して以降、福祉・文化・体育施設など、幅広い分野の公の施設の管理運営に同制度を適用してきた。

平成23年4月現在、適用施設数は56となっている（35ページ参照）。また、指定管理者として指定された実質的な団体数は、13である（株式会社3（企業グループを含む）、NPO法人1、社会福祉法人6、公益社団法人1、公益財団法人2）。

指定管理者制度の適用にあたっては、平成16年12月に「台東区指定管理者制度適用に係る指針」を策定し、当該指針に基づき取組みを進めてきた。なお、指針については下記のとおり適時改定を行い、取組内容の明確化を図っている。

また、指定管理者を選定する際は、指針に基づき、原則として公募型プロポーザル方式によることとしている。平成24年2月現在、公募により指定管理者を選定した施設（再選定を含む）は、「少年自然の家霧が峰学園」、「浅草公会堂」、「社会教育センター」など、20施設となっている。

平成16年12月	「台東区指定管理者制度適用に係る指針」策定
平成17年 1月	「台東区公の施設への指定管理者制度の適用方針」策定
7月	「台東区指定管理者制度運用ガイドライン」策定
平成20年11月	「台東区指定管理者制度運用指針」策定 (これまでの指針とガイドラインを整理、統合)
平成22年 5月	「台東区指定管理者制度運用指針」の一部改定

### 3. 指定管理者施設管理評価の概要

指定管理者施設管理評価は、区による評価（一次評価・二次評価）と、台東区指定管理者施設管理評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価をもって構成される。

#### (1) 区による評価

##### ●評価基準日

評価実施の前年度末日（平成23年3月31日）

##### ●評価対象

評価基準日において指定管理者制度を適用している全施設（54施設）  
（※平成23年4月の開設の「特別養護老人ホーム千束」「せんぞくデイホーム」は、評価対象外）

##### ●一次評価のながれ

一次評価は、各施設を所管する担当部署（所管課）による評価である。  
所管課は、指定管理者から提出された自己評価シート、実績報告書などを踏まえ、施設の管理状況やサービス内容、収支状況などについて検証、評価を行い、「指定管理者施設管理評価シート」（7ページ参照）を作成する。

##### ●二次評価のながれ

二次評価は、評価委員会事務局（企画課、財政課、人事課、経営改革担当の4課で構成）による評価である。  
事務局では、一次評価において所管課が作成した評価シートを精査するとともに、所管課職員に対するヒアリングを実施する。その結果をもとに、一次評価に修正を加え、区の最終評価として整理する。

#### (2) 評価委員会による評価

##### ●評価委員会の構成

評価委員会は、評価対象施設の分野に精通した委員をもって構成している。  
平成23年度は、学識経験者、企業経営の専門家、区民、区職員の計7名とした（27ページ参照）。

##### ●評価対象施設

全ての指定管理者制度適用施設が、指定期間中に必ず評価委員会による評価を受けられるよう、ローテーションを組んで評価対象施設を選定している。  
今年度の評価対象施設は、次のとおりである。

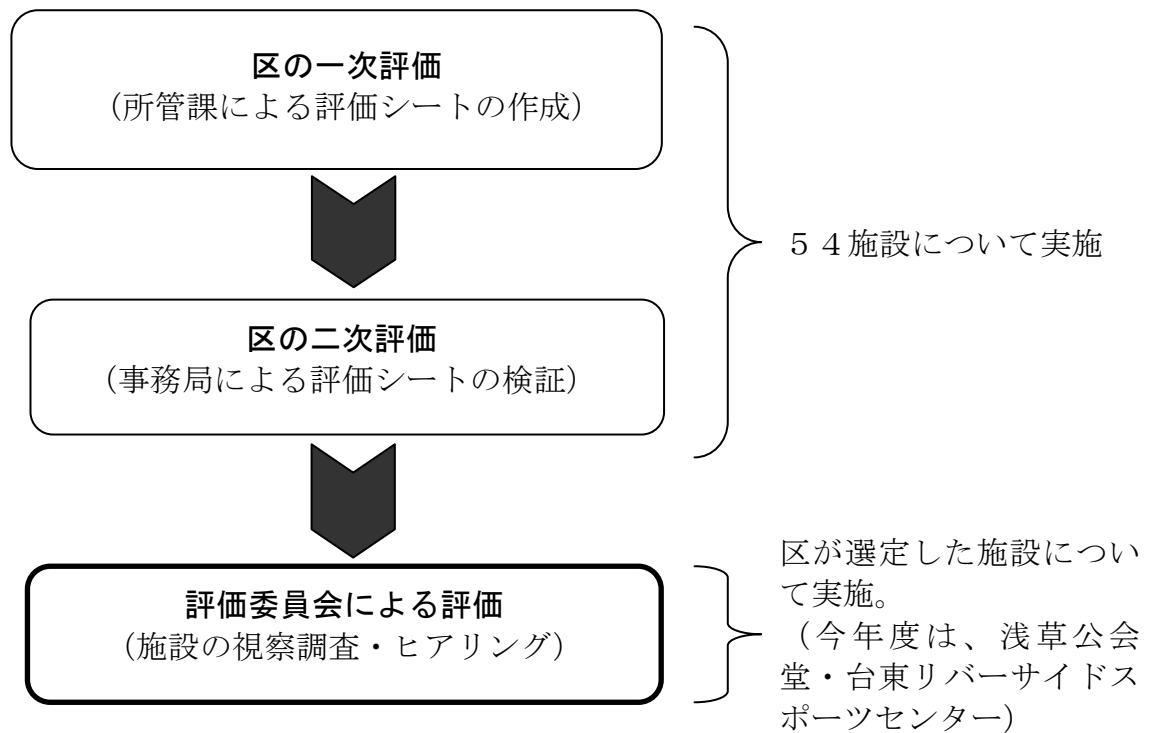
項番	分野	評価対象施設
1	公会堂	浅草公会堂
2	体育施設	台東リバーサイドスポーツセンター 体育館
3		台東リバーサイドスポーツセンター 陸上競技場
4		台東リバーサイドスポーツセンター 野球場
5		台東リバーサイドスポーツセンター 庭球場
6		台東リバーサイドスポーツセンター 水泳場
7		台東リバーサイドスポーツセンター 少年野球場
8	駐車場	台東リバーサイドスポーツセンター 駐車場

※項番2～8の施設は、同一の敷地内で同一の指定管理者が一体的に運営しているため、「台東リバーサイドスポーツセンター」として一括して評価を実施した。

## ●評価の流れ

評価委員会による評価では、評価対象施設に係る二次評価結果の精査のほか、施設の視察調査、指定管理者及び所管課職員へのヒアリングをもとに、独自の視点で各施設の状況を検証・評価する。

その結果を調査報告書としてとりまとめ、課題の指摘や改善策の提案等を行う。



## 4. 評価シートの作成手順

指定管理者施設管理評価シート（7ページ参照）は、指定管理者が、区と締結した協定等に基づき、適切に施設の管理を行っているかどうか、体系的に検証するために作成するものである。

評価シートの表面は、施設の状態を整理したページであり、指定管理者の概要、施設の概要、事業の概要・自主事業、予算決算の推移、施設の稼働状況（活動指標）及び成果指標を示している。裏面は、昨年度からの取組、評価項目、評価結果、評価結果への今後の対応等を示したページである。

評価シート作成のプロセスであるが、まず、4つの評価の観点ごとに設定された合計27項目について、点数〔0～3〕をつける。各評価項目の採点は、判断基準（9ページを参照）に基づいて行い、施設の性格等により該当しない項目については、評価対象外とする。

### 【点数】

- 3：協定等の水準を上回っている  
⇒プラスアルファの評価
- 2：協定等の水準とおりにある  
⇒標準評価
- 1：概ね協定等の水準だが課題がある  
⇒課題がある評価
- 0：協定等の水準を下回っている  
⇒区が求めている基準を満たしていない評価
- ：評価対象項目外

### 【評価項目】

#### ① 事業の運営（10項目）

サービス水準、職員配置、自主事業の成果などの観点から、施設の目的に合致した事業が展開できているかを評価する。

- (1) 施設の目的達成
- (2) サービス水準
- (3) 職員配置
- (4) 職員研修
- (5) 案内・接遇
- (6) 開館時間等の遵守
- (7) 自主事業の成果
- (8) 個人情報保護
- (9) 緊急時対応マニュアル
- (10) 警備・防犯体制

## **② 施設の維持管理（8項目）**

建物保守、清掃・衛生管理、施設の修繕などの観点から、施設の維持管理が適切に行われているかを評価する。

- (1) 建物保守・設備機器点検
- (2) 備品の管理
- (3) 清掃・衛生管理
- (4) 施設の修繕
- (5) 危険箇所等の確認
- (6) 管理記録の作成・保存
- (7) 業務委託の事前承認
- (8) 省エネ・省資源・環境配慮

## **③ 利用者の満足度（5項目）**

利用者等の評価、苦情・要望への対応、利用者数の目標達成などの観点から、利用者の満足度が高いかを評価する。

- (1) 利用者・第三者機関の評価
- (2) 苦情・要望への対応と報告
- (3) 利用者数の目標達成
- (4) 利用しやすい環境整備
- (5) 関係団体・地域との関わり

## **④ 歳入歳出（4項目）**

予算執行、経費縮減の取組み、収支計画の達成などの観点から、歳入歳出が適正に行われているかを評価する。

- (1) 適正な予算執行
- (2) 経費縮減のための取組み
- (3) 収支計画の達成
- (4) 利用料等の徴収・管理



上記の【評価項目】の結果をもとに、指定管理者の管理状況についての評価が4つの観点ごとに定まる。評価の説明は、評価項目の状況も踏まえ、具体的に記載する。

<p><b>【S：水準以上】・・・「3」が2項目以上（※）で、かつ、残りが全て「2」</b>  ⇒協定等の水準を満たし、一部に水準を上回る内容がある。  （※）評価の観点③及び④については、「3」が1項目以上で、かつ残りが全て「2」の場合</p>
<p><b>【A：適正】・・・「3」が1項目以下（※）で、かつ、残りが全て「2」</b>  ⇒協定等の水準を満たす管理が行われている。  （※）評価の観点③及び④については、全て「2」の場合</p>
<p><b>【B：一部課題あり】・・・「1」が1項目で、かつ、「0」が無い場合</b>  ⇒協定等の水準を満たしているが、一部に課題がある。</p>
<p><b>【C：課題あり】・・・「1」が2項目以上で、かつ、「0」が無い場合</b>  ⇒協定等の水準を満たしているが、課題が複数ある。</p>
<p><b>【D：水準未達】・・・「0」が1項目以上の場合</b>  ⇒協定等の水準を満たしていない。</p>

最後に、総合評価を行う。評価の観点（①～④）の結果に応じた評価となる。課題等への対応等についても併せて示す。

評価の観点（①～④）の結果	評 価
Sが2つ以上で、かつ、残りが全てAの場合	良 好
Sが1つ以下で、かつ、残りが全てAの場合	妥 当
Bが2つ以下で、かつ、CまたはDが無い場合	要努力
Cが1つ以上、またはBが3つ以上で、 かつDが無い場合	要改善
Dが1つ以上含まれる場合	不 適

平成23年度 指定管理者施設管理評価シート

部		課	
---	--	---	--

施設名称						
指定管理者の名称		指定期間	～			
<b>1. 指定管理者の概要</b>						
(1) 業務内容						
(2) 類似施設の管理実績						
(3) 経営状況						
<b>2. 施設の概要</b>						
(1) 所在地						
(2) 設置目的						
(3) 利用者						
(4) 開館日・時間						
(5) 規模						
(6) 人員体制						
<b>3. 事業（サービス提供）の概要</b>						
(1) 委託事業						
(2) 自主事業						
<b>4. 予算決算の推移</b>						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算	委託料					
	料金収入等					
	管理経費					
決算	委託料					
	料金収入等					
	管理経費					
	収支					
<b>5. 施設の稼働状況等（活動指標）</b>						
指標名称		単位	19年度	20年度	21年度	22年度
<b>6. 成果指標</b>						
指標名称		単位	目標値 (24年度)	20年度	21年度	22年度

**7. 平成22年度評価結果に対する現在までの取組み**

--

**8. 評価項目**  
 3：協定等の水準を上回っている。  
 2：協定等の水準どおりである。  
 1：おおむね協定等の水準だが課題がある。  
 0：協定等の水準を下回っている。  
 -：評価対象外項目。

評価の観点	評 価 項 目			
(1) 事業の運営 平均 [ ]	(a) 施設の目的達成	[ ]	(f) 開館時間等の遵守	[ ]
	(b) サービス水準	[ ]	(g) 自主事業の成果	[ ]
	(c) 職員配置	[ ]	(h) 個人情報保護	[ ]
	(d) 職員研修	[ ]	(i) 緊急時対応マニュアル	[ ]
	(e) 案内・接遇	[ ]	(j) 警備・防犯体制	[ ]
(2) 施設の維持管理 平均 [ ]	(a) 建物保守・設備機器点検	[ ]	(e) 危険箇所等の確認	[ ]
	(b) 備品の管理	[ ]	(f) 管理記録の作成・保存	[ ]
	(c) 清掃・衛生管理	[ ]	(g) 業務委託の事前承認	[ ]
	(d) 施設の修繕	[ ]	(h) 省エネ・省資源・環境配慮	[ ]
(3) 利用者の満足度 平均 [ ]	(a) 利用者・第三者機関の評価	[ ]	(d) 利用しやすい環境整備	[ ]
	(b) 苦情・要望への対応と報告	[ ]	(e) 関係団体・地域との関わり	[ ]
	(c) 利用者数の目標達成	[ ]		
(4) 歳入歳出 平均 [ ]	(a) 適正な予算執行	[ ]	(c) 収支計画の達成	[ ]
	(b) 経費縮減のための取組み	[ ]	(d) 利用料等の徴収・管理	[ ]

**9. 評価**  
 S（水準以上）： 協定等の水準を満たし、一部に水準を上回る内容がある。  
 A（適正）： 協定等の水準を満たす管理が行われている。  
 B（一部課題あり）： 協定等の水準を満たしているが、一部に課題がある。  
 C（課題あり）： 協定等の水準を満たしているが、課題が複数ある。  
 D（水準未滿）： 協定等の水準を満たしていない。

評価の観点	評 価	説 明
(1) 事業の運営		
(2) 施設の維持管理		
(3) 利用者の満足度		
(4) 歳入歳出		

**10. 総合評価**  
 良好 妥当 要努力 要改善 不適

--	--	--

**11. 平成23年度評価結果に対する今後の対応**

--

## 指定管理者施設管理評価シート 評価項目と判断基準

### 1. 事業の運営

評価項目	判断基準
(1) 施設の目的達成	施設の設置目的に沿った事業を適切に運営している。
(2) サービス水準	公の施設として適切な水準のサービスを提供している。
(3) 職員配置	サービス提供に必要な職員を、質・量の両面で確保している。
(4) 職員研修	知識・技術向上のための職員研修等を、定期的実施している。
(5) 案内・接遇	案内や接遇（言葉遣い、態度、服装等）を適切に行っている。
(6) 開館時間等の遵守	あらかじめ定めた開館時間・開館日等を遵守している。
(7) 自主事業の成果	事業内容が施設の設置目的に合致し、サービス向上に寄与している。
(8) 個人情報保護	区の条例を遵守し、個人情報の保護を図っている。
(9) 緊急時対応マニュアル	マニュアルを整備し、研修や事故対応の訓練を適切に実施している。
(10) 警備・防犯体制	不審者・不審物発見時の連絡体制を整備し、周知徹底している。

### 2. 施設の維持管理

評価項目	判断基準
(1) 建物保守・設備機器点検	建物保守管理や設備機器点検を適切に行い、結果を報告している。
(2) 備品の管理	備品台帳等により、備品の管理が適切に行われている。
(3) 清掃・衛生管理	清掃や衛生管理を適切に行っており、安全面・衛生面で問題がない。
(4) 施設の修繕	指定管理者が行うべき修繕を、適切に実施している。
(5) 危険箇所等の確認	危険箇所等を的確に把握し、適切な事故防止策を講じている。
(6) 管理記録の作成・保存	管理記録を作成・保存し、定期的に区への報告を行っている。
(7) 業務委託の事前承認	一部業務を外部委託する場合、あらかじめ区の承認を受けている。
(8) 省エネ・省資源・環境配慮	省エネやリサイクルに積極的に取り組み、効果を上げている。

### 3. 利用者の満足度

評価項目	判断基準
(1) 利用者・第三者機関の評価	利用者や第三者機関の評価を定期的に聴取し、高い評価を得ている。
(2) 苦情・要望への対応と報告	苦情・要望に迅速かつ適切に対応し、適切な報告を行っている。
(3) 利用者数の目標達成	利用者数等の実績が、目標を達成している。
(4) 利用しやすい環境整備	利用者の利便性に配慮した施設管理やサービス提供を行っている。
(5) 関係団体・地域との関わり	関係団体や地域住民との連絡調整を適切に行っている。

### 4. 歳入歳出

評価項目	判断基準
(1) 適正な予算執行	区と合意した予算の範囲内で、予算を適正に執行している。
(2) 経費削減のための取組み	経費削減の取組みを積極的に進めており、目標を達成している。
(3) 収支計画の達成	年次計画に沿った収支改善の取組みを行っている。
(4) 利用料等の徴収・管理	利用料の徴収や収受金の管理などを適正に実施している。

## 5. 評価委員会による評価結果

### (1) 浅草公会堂

【指定管理者】株式会社明治座・野村ビルマネジメント株式会社

【所管部課】区民部区民課

#### 評価委員会による評価

##### 1 評価の観点

「評価の観点」(①～④)における委員会の評価については、委員会の合議により決定した。

##### ① 事業の運営について **委員会の評価：A（区の評価：B）**

###### ●委員のコメント

###### 【良い点】

- 当該施設は素晴らしい立地条件にあり、ホールの利用率は日数ベースで90%を超えている。会議室については、利用率が低くなっているものの、自主事業として「チャンバラ（殺陣）体験教室」を実施するなど、利用率の向上に努めている。
- 主催者の公演準備作業の都合に合わせ、ホール使用時間延長を臨機に対応し、また設備点検を効率的に実施することで休館日を極力減らすように努めている。
- 職員の適正配置や管理に努めるとともに、接遇をはじめとする研修体制の強化を行っている。
- 個人情報の紙ベース化、USBの利用禁止などにより、パソコンからの個人情報の外部流出を防止し、管理の徹底が図られている。

###### 【改善すべき点】

- 東京を代表する知名度の高い文化施設であるため、広く都民に親しまれ、かつ多くの外国人が訪れるような施設にしたいものである。その観点から、文化施設ならではの自主事業をさらに増やすなどの工夫が求められる。
- 古典芸能や日本舞踊などによる施設利用が全体の50%を占めていることは、公共のホールとしてはユニークである。さらにその割合が高められるよう、広報を工夫すべきである。
- ホール以外の施設（展示ホール、集会室）の利用率が低く、改善の余地がある。PRの工夫や、地域の商店街・企業・学校への働きかけ、利用料金の割引など、利用率向上の対策や工夫を講ずるべきである。
- 東日本大震災という想定外の災害が起きたことを踏まえ、「危機管理マニュアル」の更なる見直しと、徹底した対応が必要であると考えられる。

## ② 施設の維持管理について **委員会の評価：A（区の評価：A）**

### ●委員のコメント

#### 【良い点】

- 施設内は、全体的に清掃が行き届いており、とても綺麗である。施設・設備の保守点検も適切に行われており、安全面に十分な配慮が見られる。
- 省エネルギーへの取組みとして、LED照明や、トイレへの節水器の取り付けなど、維持管理費の抑制や地球環境への配慮に努力が見られる。
- 施設におけるCO<sub>2</sub>の削減は、指定管理者の企業としての経営理念でもあり、そのことが、本施設の管理方針にも取り込まれていることは評価できる。

#### 【改善すべき点】

- 日常的な防災・防犯等の対応策を具体的に検討するとともに、その訓練なども定期的実施することが求められる。
- 展示ホールの案内が、建物の外からも十分にわかるような工夫があると良い。

#### 【その他意見】

- 建物・舞台機構・照明・音響装置などについては、経年劣化が懸念されるので、日頃から設備機器を点検し、状態を良く把握することが必要である。このため、設備機器の修繕年次計画について、指定管理者から区へ果敢に提案することを期待したい。

## ③ 利用者の満足度について **委員会の評価：A（区の評価：A）**

### ●委員のコメント

#### 【良い点】

- アンケートの実施など、絶えず改善を図りながら、利用者満足度の向上に努力している様子が伺える。
- 1階インフォメーションにおいて、本施設以外の浅草地域に関する情報を提供している点は評価できる。
- 抽選で利用を決定するほどの高い利用率であること、また利用者の利便性を考え、休館日を極力減らし、年中無休に近い形で対応している点は評価できる。

#### 【改善すべき点】

- 外国人見学者等に対する配慮が少し不足しているため、改善すべきである。
- 貸館ホールのため、なかなか連携強化は難しいかもしれないが、「公の施設」の観点から、関係団体（企業・商店街・学校）や地域住民との連携を図るべきである。

④ 歳入歳出について **委員会の評価：A（区の評価：A）**

●委員のコメント

**【良い点】**

- 省エネに努め、光熱水費が前年度を下回るなど、経費削減の取組みが積極的に進められている。
- 東日本大震災によって、利用キャンセルに伴う返金が発生したにも関わらず、利用料金収入が予算に比べて増収となっている。当初の収支目標を達成できたことは、指定管理者の努力の結果であり、評価できる。

**【改善すべき点】**

- 1階展示ホールと集会室については、利用率の向上や収入の増加を図るため、他の社会教育施設と連携するなどの工夫が求められる。
- 展示ホール及び集会室の利用収入の決算額が、利用率が低い割に予算額を大幅に上回っているため、予算の立て方について検討を要する。

## 2 総合評価

総合評価は、P 6 に示した基準に従い、「評価の観点」の結果に応じて評価を付した。

**委員会の評価：妥当（区の評価：要努力）**

●委員のコメント

- 浅草公会堂という施設の知名度を活かし、より充実した情報発信を期待したい。
- 浅草公会堂は、区の文化のシンボルであるにもかかわらず、社会教育団体協議会による文化祭の開催はなく、また展示ホールに区民の作品展示等が見られなかったのは残念である。
- 地域密着を意識している点は評価できるが、今後さらに自主事業という形となって、積極的に実施されれば良いと考える。
- 施設改修は行っているものの、建物自体は古いままで使用されているところも多い。「災害元年」とも言える東日本大震災の経験を踏まえ、「危機管理マニュアル」の整備と実施の徹底をしていただきたい。
- 利用者の満足度も高く、事業運営では水準以上の対応も一部に見られる。しかし、集会室等については、利用率が低迷しているため、関係団体や地域との連携を含めた活用の方策を工夫するなど、更なる利用率の向上に努めてもらいたい。
- 指定管理者は、自身が経営する劇場である明治座における永年のノウハウを発揮し、低コストで適切なサービス提供、施設管理を実現している。しかし、本施設のような公共施設の管理実績は少ないため、ノウハウを十分に活かし切っていない面もあると思われる。さらに実績を積み重ねていくことで、今後が期待できる施設であると考えている。



## 評価委員会から区への意見

---

- 本施設は、舞台芸術に長けている指定管理者の特色を十分に活かし、成果を上げている。今後もさらに連携を密にし、高い成果を上げるよう期待する。
- 本施設は、台東区の文化のシンボルであるのに、文化祭や、自治功労・教育功労などの表彰式が行われていないのは残念である。浅草公会堂は、単なる営利のための貸しホールであってはならないと考える。
- さらに区民にとって注目され、親しみ、愛される施設となるためには、区民に対し、行ってほしい催し物を調査することがあってもよい。あらゆる年齢層に利用される施設となるよう、公演ジャンルの新規拡大を検討してもらいたい。
- 展示ホールや集会室の利用率向上を図るためには、料金の割引制度や、キャンセルに係る料金の還付期間・還付率について整備していくことも、方策の一つである。条例の改正等を含め、様々な視点からの検討し、改善・工夫していくことが必要である。

※ 「委員のコメント」及び「評価委員会から区への意見」については、評価の過程における多様な意見を報告書に反映するため、各委員から出された様々な意見を記載している。

# 区による評価

## 平成23年度 指定管理者施設管理評価シート

部	区民部	課	区民課
---	-----	---	-----

施設名称	[1] 東京都台東区立浅草公会堂
------	------------------

指定管理者の名称	明治座・野村ビルマネジメントグループ	指定期間	H21. 4. 1 ~ H26. 3. 31
----------	--------------------	------	------------------------

### 1. 指定管理者の概要

(1) 業務内容	(株)明治座：①演劇興行②飲料事業③不動産管理事業 野村ビルマネジメント(株)：①ビルマネジメント事業②建築インテリア事業③プロパティマネジメント事業④公施設事業⑤不動産取引事業
(2) 類似施設の管理実績	(株) 明治座：明治座ほか 野村ビルマネジメント(株)：中野区文化施設3館、国分寺市立いずみホールほか
(3) 経営状況	22年度決算 (株)明治座：総収入7,317,152千円、総支出6,936,421千円 野村ビルマネジメント(株)：総収入39,635,302千円、総支出32,897,259千円

### 2. 施設の概要

(1) 所在地	台東区浅草1-38-6
(2) 設置目的	区民の福祉を増進し、文化の向上を図る
(3) 利用者	区民をはじめとした多くの方々
(4) 開館日・時間	臨時休館日を除く全日 9時から21時
(5) 規模	延床面積 12,185.63㎡ SRC造 一部RC造 地上5階地下2階 塔屋2階 ホール(1,082席)、第1・第2・第3集会室(各105.8㎡)、展示ホール(173㎡)
(6) 人員体制	常勤16名、その他(パート) 10名

### 3. 事業(サービス提供)の概要

(1) 委託事業	(1)公会堂の施設、付帯設備及び物品の保全並びに調整に関すること (2)公会堂の場内整理に関すること (3)公会堂内の清潔、整頓その他環境の整備に関すること (4)使用の承認等の連絡に関すること 等
(2) 自主事業	明治座アカデミー卒業公演(5月実施)、殺陣演技ワークショップ(4月、11月実施)

### 4. 予算決算の推移

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算	委託料	164,836,000	182,537,000	183,851,000	99,000,000	99,000,000
	料金収入等	0	0	0	129,900,000	129,900,000
	管理経費	164,836,000	182,537,000	183,851,000	228,900,000	228,900,000
決算	委託料	141,941,306	171,113,699	167,528,377	99,000,000	99,000,000
	料金収入等	0	0	0	136,336,635	131,759,303
	管理経費	141,941,306	171,113,699	167,528,377	231,568,794	228,557,661
	収支	0	0	0	3,767,841	2,201,642

### 5. 施設の稼働状況等(活動指標)

指標名称	単位	19年度	20年度	21年度	22年度
開館日数	日	306	324	361	358
ホール利用日数	日	240	278	283	271
ホール利用可能日数	日	306	318	319	332

### 6. 成果指標

指標名称	単位	目標値(24年度)	20年度	21年度	22年度
ホール利用率(利用日数/利用可能日数)	%	90.0	87.4	88.7	81.6
集会室利用率(利用日数/利用可能日数)	%	45.0	46.1	42.6	42.9

※平成20年度以前は、他の指定管理者による管理運営

## 7. 平成22年度評価結果に対する現在までの取組み

22年度は、集会室の空き日に「殺陣」の基本体験レッスンを2回実施した。  
また、省エネルギーの取組みにおいても、利用者の利便性・快適性を損なわない範囲で引き続き実施。女子トイレの一部に節水器を取り付ける等行った。

**8. 評価項目**  
 3：協定等の水準を上回っている。 0：協定等の水準を下回っている。  
 2：協定等の水準どおりである。 -：評価対象外項目。  
 1：おおむね協定等の水準だが課題がある。

評価の観点	評価項目			
(1) 事業の運営 平均 [1.9]	(a) 施設の目的達成 [2]	(f) 開館時間等の遵守 [2]	(g) 自主事業の成果 [2]	(h) 個人情報保護 [2]
	(b) サービス水準 [2]	(i) 緊急時対応マニュアル [1]	(j) 警備・防犯体制 [2]	
	(c) 職員配置 [2]			
	(d) 職員研修 [2]			
	(e) 案内・接遇 [2]			
(2) 施設の維持管理 平均 [2.1]	(a) 建物保守・設備機器点検 [2]	(e) 危険箇所等の確認 [2]	(f) 管理記録の作成・保存 [2]	(g) 業務委託の事前承認 [2]
	(b) 備品の管理 [2]	(h) 省エネ・省資源・環境配慮 [3]		
	(c) 清掃・衛生管理 [2]			
	(d) 施設の修繕 [2]			
(3) 利用者の満足度 平均 [2.0]	(a) 利用者・第三者機関の評価 [2]	(d) 利用しやすい環境整備 [2]	(e) 関係団体・地域との関わり [2]	
	(b) 苦情・要望への対応と報告 [2]			
	(c) 利用者数の目標達成 [2]			
(4) 歳入歳出 平均 [2.0]	(a) 適正な予算執行 [2]	(c) 収支計画の達成 [2]	(d) 利用料等の徴収・管理 [2]	
	(b) 経費縮減のための取組み [2]			

**9. 評価**  
 S (水準以上) : 協定等の水準を満たし、一部に水準を上回る内容がある。  
 A (適正) : 協定等の水準を満たす管理が行われている。  
 B (一部課題あり) : 協定等の水準を満たしているが、一部に課題がある。  
 C (課題あり) : 協定等の水準を満たしているが、課題が複数ある。  
 D (水準未滿) : 協定等の水準を満たしていない。

評価の観点	評価	説明
(1) 事業の運営	B	ホール等予約のない日に保守点検や修繕などを可能な限りまとめて実施し、臨時休館日を極力減らし運営を行なっているが、3. 11の震災を受け、行動基準に一部課題が見られたので、これまでの危機管理マニュアルを見直す必要がある。
(2) 施設の維持管理	A	施設内の設備や備品・物品は、見回り点検時の他清掃の際にも必ずチェックし安全に保っている。また、省エネルギーの取組みとして、白熱タイプの電球をLEDランプに交換やトイレに節水器取付などを行っている。
(3) 利用者の満足度	A	利用者によるアンケートにおいては、スタッフ対応が良いとの評価を得ている。また、リピーターが多いことから満足度が高いことが伺える。
(4) 歳入歳出	A	3. 11の震災後のキャンセル等で、ホール等利用料金のキャンセル料が増加した一方、年間を通し節電・節水を行い、可能な限り備品・設備の修繕・清掃を指定管理者自身で行うなど、支出を抑えた。

**10. 総合評価** 良好 妥当 要努力 要改善 不適

**要努力**

施設の維持管理や省エネの取組みなど通常の運営には問題は見られないが、3. 11の震災を受け、早急に「危機管理体制」の再整備を行なう必要がある。

## 11. 平成23年度評価結果に対する今後の対応

早急に「緊急時の危機管理マニュアル」を改定し、法定以外の訓練など万一の事態にそなえた対応も必要である。  
 施設管理面では、これまでと同様設備や備品等の安全を保つよう管理していく。  
 集会室の利用においては、民間企業の新たな発想で空き日を活用し、自主事業などで利用率の向上を図る。

## (2) 台東リバーサイドスポーツセンター

【指定管理者】公益財団法人 台東区芸術文化財団

【所管部課】教育委員会事務局 青少年・スポーツ課

### 評価委員会による評価

#### 1 評価の観点

「評価の観点」(①～④)における委員会の評価については、委員会の合議により決定した。

#### ① 事業の運営について **委員会の評価：B (区の評価：B)**

##### ●委員のコメント

##### 【良い点】

- 施設の利用者数は増加傾向であり、目標を達成している。
- 陸上競技場において夏季の一般開放時間を延長するなど、サービスの向上に努めている。
- 3月11日の東日本大震災では、帰宅困難者等に対して、区と連携して誠実に対応した様子がうかがえた。
- ホームページを活用して、事業内容や予算・決算などの情報を広く区民や地域に公開している点は評価できる。

##### 【改善すべき点】

- 会議室など、利用率が低いところもあるので、更にPRを強化し、利用率向上に努力すべきである。
- 利用者数をさらに増やすため、現在、実施している3つの自主事業(区民スポーツ教室、区民ドッジボール大会、わんぱくトライアスロン)以外に拡大していくことが必要である。

##### 【その他意見】

- 屋内外の広大な施設を16名の職員で管理しているが、傷害事故防止や事故発生時の対応に、これからも万全を期されるよう要望する。
- 本施設は、施設規模等から救援物資の保管、避難者の受入れなど、災害時の重要な拠点となる。そのため、あらゆる災害を想定して、「危機管理マニュアル」の見直しを行うとともに、区と指定管理者で協議し、万全な危機管理体制を構築していくことが肝要である。
- 多少交通アクセス面で不便を感じるが、素晴らしいロケーションを活かし、台東区のスポーツ振興の拠点として、その機能を十分に発揮していただきたい。

## ② 施設の維持管理について **委員会の評価：A（区の評価：A）**

### ●委員のコメント

#### 【良い点】

- 施設内は、清掃が行き届いており、施設設備の日常点検や維持管理も適正に実施されている。
- 施設改修により冷暖房が整備されたことで、以前に比べて快適に過ごすことができるようになった。また省エネや環境に配慮した取組みがなされていることも評価できる。

#### 【改善すべき点】

- 傘立てなどの細かな備品類についても、常に快適に利用できるよう目配りする必要がある。また1階の催し物の掲示や4階ロビーの展示コーナーについても、もう少し内容を工夫してもらいたい。
- 緊急時の連絡網整備や避難訓練が実施されているが、日常的な維持管理業務の中での対応プログラムについても作成する必要がある。

#### 【その他意見】

- 施設管理上、例えば駐車場、駐輪場が狭いなど所与の制約があることは分るが、そこで終わってしまわずに、「だからどうするのか」という「次の手」を指定管理者としても考えていく姿勢が重要である。

## ③ 利用者の満足度について **委員会の評価：B（区の評価：B）**

### ●委員のコメント

#### 【良い点】

- 陸上競技場の夏季の一般開放時間の延長や、要望の多かったビーチボールバレーの個人開放を実施するなど、サービスの向上に努めている。
- 学校など関係団体との連携が図られているほか、個人利用も推進しており、地域の支持を得ている。
- 相撲場、弓道、エアライフルをはじめ、多様な種目を体験することができる。施設の充実度は高く、区民スポーツの振興に貢献している。

#### 【改善すべき点】

- 相撲、弓道、エアライフルなど、種目によっては施設利用率が極端に低いものがある。利用率向上のため、PRの強化を図る必要がある。
- アンケート調査は、利用者が固定され効果が期待できないため、実施していないものと推測するが、区政モニターの活用や携帯電話・パソコンを使ったアンケートの実施、第三者評価機関による評価なども考えられる。様々な視点から満足度調査の実施を検討し、利用者ニーズを迅速に把握し、きめ細かに事業運営に反映させることで、施設の魅力向上に努めてもらいたい。

- 1階受付が奥まっているため、ものを尋ねにくい雰囲気を感じる。職員の利用者への目配りでフォローするなどにより、改善してもらいたい。

#### ④ 歳入歳出について **委員会の評価：A（区の評価：A）**

##### ●委員のコメント

##### 【良い点】

- 施設の大規模改修によって冷房化されたが、省エネに努め、光熱水費等の管理経費も適正な水準である。経費削減に積極的に取り組み、成果を上げている。

##### 【改善すべき点】

- 東日本大震災により、前年度比10%の収入増とする目標の達成は難しくなっているが、今後、新たな目標を立て、その達成に向け、努力すべきである。
- 利用者が減っている施設については、その原因を追究するとともに、常に魅力あるプログラムを提供するための検討を行い、利用者増加へ向けた工夫をしていくべきである。

##### 【その他意見】

- 例えばユニフォームやグッズの販売など、自主的な収入増への工夫も必要ではないかと考える。
- 収支差額については、自主事業や満足度調査の委託など、区民のサービス拡大に還元していくことも、一つの考え方ではないかと考える。節目節目で予算の執行管理を徹底して、区民にとって有効で効果的な執行を期待する。

## 2 総合評価

総合評価は、P 6 に示した基準に従い、「評価の観点」の結果に応じて評価を付した。

#### **委員会の評価：要努力（区の評価：要努力）**

##### ●委員のコメント

- 区内の関係団体が、一般開放やスポーツ教室における指導者等を主として担っているところは、とても良い。今後とも、ボランティアの育成・活用も含め、活動団体や地域との連携を図りながら、施設の更なる活性化を期待する。
- 素晴らしいロケーションの施設であり、季節によっては、更なる利用者の増加も見込める。そのため、職員の配置や研修など、人的サービスの強化に努めるとともに、利用者の意見を積極的に取り入れて、安全で満足度の高い管理運営が行われることを期待する。
- これほど広大で、かつ相撲場・弓道場・エアライフル場等の特殊な施設を有する場は、都内でも貴重である。多くの人々に利用していただけるよ

うにすることは、施設としての重要な任務である。そのためには、施設の所在地、内容、料金、申込方法等の周知について、台東区広報への掲載や区有施設への案内チラシの配布等を行うなど、さらに工夫していく必要がある。

## 評価委員会から区への意見

- 区民のスポーツ実施率が40%に達していない実情を踏まえ、本施設がスポーツ振興の拠点施設として、その役割を十分に果たせるよう、区としても施設整備や利用者の満足度調査を実施していただきたい。また、区が委託している「初心者スポーツ教室」についても、適宜内容を見直す必要があるのではないかと。
- 施設の運営に際しては、台東区体育協会等の関係団体とも連携を密にし、「ともに歩む」という姿勢で取り組んでもらいたい。また本施設がスポーツに限らず、地域振興においても重要な役割を果たす施設となるよう、地域と連携を図って活用をしていただきたい。
- 駐車場や自転車置場については、イベント等で一度に大勢の利用があると非常に混雑し、一般の通行人や車椅子が通行しにくい状況にあるので、改善が必要である。施設の設置者である区としても検討をお願いしたい。
- 指定管理者からの月次報告や四半期ごとの報告を十分精査し、区民サービスの拡大や充実が図られるような予算執行に努めることが肝要であると考え

※ 「委員のコメント」及び「評価委員会から区への意見」については、評価の過程における多様な意見を報告書に反映するため、各委員から出された様々な意見を記載している。



## 区による評価

### 平成23年度 指定管理者施設管理評価シート

部 生涯学習推進担当 課 青少年・スポーツ課

施設名称	[47~53] 台東リバーサイドスポーツセンター					
指定管理者の名称	公益財団法人台東区芸術文化財団					
指定期間	H22. 4. 1 ~ H25. 3. 31					
<b>1. 指定管理者の概要</b>						
(1) 業務内容	芸術文化、区民文化、スポーツ文化に関する事業の実施 芸術・文化・スポーツ施設の管理運営					
(2) 類似施設の管理実績	朝倉彫塑館、下町風俗資料館、一葉記念館、旧東京音楽学校奏楽堂、書道博物館					
(3) 経営状況	H22年度 収入計 804,726,858円、支出計 768,528,147円 収支差額 36,891,711円					
<b>2. 施設の概要</b>						
(1) 所在地	台東区今戸一丁目1番10号					
(2) 設置目的	区民の生涯スポーツ及びレクリエーションの振興並びに児童、生徒の体位及び体力の向上を図り、もって心身の健全な発達に寄与する。					
(3) 利用者	区内在住・在勤・在学の方					
(4) 開館日・時間	月曜日（第一月曜日は開館）・年末年始を除く毎日9：00～22：00 （陸上競技場・少年野球場は9：00～17：00）					
(5) 規模	延床面積（体育館：11,939.34㎡、陸上競技場：3,073㎡） 敷地面積（陸上競技場：10,560㎡、野球場：14,476.96㎡、庭球場：3,528㎡、水泳場：3,540㎡、少年野球場：3,703.9㎡）					
(6) 人員体制	14名 所長（1）、副所長（1）事務職員（12）					
<b>3. 事業（サービス提供）の概要</b>						
(1) 委託事業	管理運営、総合体育館個人開放、初心者スポーツ教室					
(2) 自主事業	硬式テニス教室、桜橋わんぱくトライアスロン、区民ドッジボール大会					
<b>4. 予算決算の推移</b>						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算	委託料	188,595,000	197,414,000	157,186,000	202,835,000	237,567,000
	料金収入等					
	管理経費	188,595,000	197,414,000	157,186,000	202,835,000	237,567,000
決算	委託料	168,439,589	168,632,999	155,389,474	158,399,962	191,438,853
	料金収入等					
	管理経費	168,439,589	168,632,999	155,389,474	158,399,962	191,438,853
	収支	0	0	0	0	0
<b>5. 施設の稼働状況等（活動指標）</b>						
指標名称	単位	19年度	20年度	21年度	22年度	
開館日数	日	323	323	324	323	
初心者スポーツ教室講座数	講座	11	11	11	11	
硬式テニス教室実施回数	回	480	240	240	468	
<b>6. 成果指標</b>						
指標名称	単位	目標値 (24年度)	20年度	21年度	22年度	
利用者数	人	400,000	342,624	327,654	386,775	



## 7. 平成22年度評価結果に対する現在までの取組み

区民からの要望が多かったビーチボールの個人開放を実施し、利用者のニーズに対応している。

<b>8. 評価項目</b>	3：協定等の水準を上回っている。 2：協定等の水準どおりである。 1：おおむね協定等の水準だが課題がある。	0：協定等の水準を下回っている。 -：評価対象外項目。
----------------	---	--------------------------------

評価の観点	評価項目			
(1) 事業の運営 平均 [1.9]	(a) 施設の目的達成 [2] (b) サービス水準 [2] (c) 職員配置 [2] (d) 職員研修 [2] (e) 案内・接遇 [2]	[2]	(f) 開館時間等の遵守 [2] (g) 自主事業の成果 [2] (h) 個人情報保護 [2] (i) 緊急時対応マニュアル [1] (j) 警備・防犯体制 [2]	[2]
(2) 施設の維持管理 平均 [2.0]	(a) 建物保守・設備機器点検 [2] (b) 備品の管理 [2] (c) 清掃・衛生管理 [2] (d) 施設の修繕 [2]	[2]	(e) 危険箇所等の確認 [2] (f) 管理記録の作成・保存 [2] (g) 業務委託の事前承認 [2] (h) 省エネ・省資源・環境配慮 [2]	[2]
(3) 利用者の満足度 平均 [1.8]	(a) 利用者・第三者機関の評価 [1] (b) 苦情・要望への対応と報告 [2] (c) 利用者数の目標達成 [2]	[1]	(d) 利用しやすい環境整備 [2] (e) 関係団体・地域との関わり [2]	[2]
(4) 歳入歳出 平均 [2.0]	(a) 適正な予算執行 [2] (b) 経費縮減のための取組み [2]	[2]	(c) 収支計画の達成 [2] (d) 利用料等の徴収・管理 [2]	[2]

<b>9. 評価</b>	S (水準以上) : 協定等の水準を満たし、一部に水準を上回る内容がある。 A (適正) : 協定等の水準を満たす管理が行われている。 B (一部課題あり) : 協定等の水準を満たしているが、一部に課題がある。 C (課題あり) : 協定等の水準を満たしているが、課題が複数ある。 D (水準未滿) : 協定等の水準を満たしていない。
--------------	---

評価の観点	評価	説明
(1) 事業の運営	B	台東区の中核スポーツ施設としての役割をふまえ、適切な運営とサービスの提供に努めているが、震災など多様な状況を想定したマニュアルが備えられていないなど、一部課題があり、対応が求められる。
(2) 施設の維持管理	A	軽微な修繕については協定に即し、管理運営経費での対応を行っており、適正な維持管理を行っている。
(3) 利用者の満足度	B	各種スポーツ団体等との連絡を行い、一定の利用者数を確保しているものの、利用者の満足度調査が行われておらず、改善が求められる。
(4) 歳入歳出	A	体育館大規模改修に伴う冷暖房設備設置後、初めての通年営業であり、光熱水費の増が予想されたが、適切な運用により、管理経費は適正な水準となっている。利用者数の確保により、歳入も適正な水準である。

<b>10. 総合評価</b>	良好 妥当 要努力 要改善 不適
	<b>要努力</b> 施設管理に関しては、適正に行われるとともに、陸上競技場の開館時間延長など、区民サービスの向上にも努めているが、一部課題がある。区民サービス向上のため、課題への対応を図っていく必要がある。

## 11. 平成23年度評価結果に対する今後の対応

今後の更なるスポーツ振興のために台東リバーサイドスポーツセンターは、区のスポーツの拠点施設として、関係スポーツ団体や地域との連携・協働のもと充実を図っていく。また、施設利用者の満足度調査を実施し、その結果を施設の改善に向けて活用していく。震災などを想定した指針についても整備を行い、多様な状況に対応できる体制を構築していく。

## 6. 評価委員会の総括的意見

### (1) 施設管理のあり方について

- 3月11日の東日本大震災の教訓を踏まえ、危機管理マニュアルの再点検や、指定管理者の責めに期さない場合の損害補償やリスク分担の考え方などを含めた基本協定書の検討が必要である。
- 指定管理者が適切かつ効果的な施設運営を進めていくためには、利用者の意向やニーズを的確に捉え、反映していくことが必要である。「顧客ニーズは顧客に聞く」は、経営の基本であり、良い経営手法である。アンケートを実施する際は、①継続すること、②結果を公表すること、③経営に活かすことなどの視点が重要である。

### (2) 評価の進め方等について

- 「評価のための評価」であってはならない。今後役に立つ評価とするためには、評価委員会の資料についても工夫しなければならない。単に利用人数などの実績値を羅列するだけでなく、例えば施設の利用率、収支グラフ、アンケートの回収率や主な回答、機器の保守管理や施設の清掃・警備の体制など、施設の運営管理や顧客サービスに対し、どのように取り組み、その成果はどうであったのかを定量的に判断できるような資料を作成する必要がある。
- 指定管理者制度を活用して施設運営を行う場合、指定管理者と区（行政）とが常に連携を密にし、経営改善を心がけていくことが必要である。その中で、指定管理者と区（行政）の経営思考や手法が異なった場合には、双方が「何故なのか」と耳を傾けることが重要である。

## 7. 区の自己評価結果一覧（54施設）

No.	施設名称 〔指定管理者名称〕	指標			評価結果					説明
		名称	H22 実績値	単位	事業 運営	施設 管理	満足 度	歳入 歳出	総合 評価	
1	浅草公会堂 〔明治座・野村ビルマ ネグループ〕	ホール利 用率	81.6	%	B	A	A	A	要 努 力	施設の維持管理や省エネの取組みなど通常の運営には問題は見られないが、3.11の震災を受け、早急に「危機管理体制」の再整備を行なう必要がある。
<p>【参考】指定管理者施設管理評価委員会による評価結果 事業運営：A 施設管理：A 満足度：A 歳入歳出：A 総合評価：妥当</p>										
2	母子生活支援施設さくら荘 〔福〕愛隣団	延世帯数	91	世帯	A	A	A	A	妥 当	退所者に対する支援も着実に実施しており、全体的に、おおむね適切な施設運営が行われている。
3	寿子ども家庭支援センター 〔NPO〕子育て台東	あそびひろば利用者数	27,643	人	B	A	S	A	要 努 力	あそびひろばの利用者数は目標を大きく上回り、施設の維持管理もできている点は良好であるが、職員配置に課題を残した。
4	下町風俗資料館 〔公財〕台東区芸術文化財団	入館者数	67,079	人	S	A	S	A	良 好	開館時間延長の努力や外国人を含めた利用者へのサービス向上など、趣向を凝らした事業展開により、入館者数が前年度より上回り、良好な施設運営が行われている。
5	一葉記念館 〔公財〕台東区芸術文化財団	入館者数	21,041	人	A	A	S	S	良 好	施設の特性を活かした自主的な取組みや文化ボランティアガイドとの連携など、施設の設定目的に沿った適切な管理運営が行われている。
6	朝倉彫塑館 〔公財〕台東区芸術文化財団	入館者数	休館中		A	A	S	A	妥 当	休館中においても、積極的にPR業務に取り組んでおり、委託業務は円滑になされている。また、収蔵品の管理も適切に行われている。
7	旧東京音楽学校奏楽堂 〔公財〕台東区芸術文化財団	入館者数	20,105	人	A	A	S	A	妥 当	文化コンサートやニューイヤーコンサートを実施するなど、入館者数の増加を図るための積極的な取り組みを行っている。また、重要文化財である建築物の適切な管理・保全に努め、委託業務は円滑に実施されている。
8	書道博物館 〔公財〕台東区芸術文化財団	入館者数	16,241	人	A	A	S	A	妥 当	漢字と書を中心とした収蔵品の特性を活かした事業展開が図られている。また、音声ガイドなどの利用者へのサービス向上も図られている。
9	産業研修センター 〔財〕台東区産業振興事業団	研修センター貸室稼働率	23.5	%	A	A	A	A	妥 当	協定等の基準に基づき事務処理を含め、適正に管理されている。また、浅草ものづくり工房を活用して、地場産業団体との連携、地域産業の活性化ともものづくり分野に携わる若手の職人・クリエイターの育成に努力している。
10	老人福祉センター 〔福〕台東区社会福祉事業団	利用者数	25,683	人	A	A	A	A	妥 当	併設施設やNPO、近隣企業との連携を積極的に行い良好な事業の運営がなされている。また、苦情受付担当者の掲示やご意見箱の設置を行い、利用者の声を聞く取り組みを行っている。
11	入谷老人福祉館 〔福〕台東区社会福祉事業団	利用者数	24,978	人	A	A	A	A	妥 当	利用者数は減少しているが、NPOと協働した講座や新たな講座の開催など、利用者拡大の取り組みを行っており、利用者の満足度は高い。
12	橋場老人福祉館 〔福〕台東区社会福祉事業団	利用者数	21,697	人	A	A	A	A	妥 当	NPOや警察署と協働した講座を開催したり、関係機関等との連携も積極的に行い、良好な事業運営がなされている。
13	三筋老人福祉館 〔福〕台東区社会福祉事業団	利用者数	36,118	人	A	A	A	A	妥 当	利用者数も増えており、全体的に良好な管理運営が行われている。地域との交流や世代間交流も積極的に行い、サービスの向上に取り組んでいる。
14	特別養護老人ホーム浅草 〔福〕台東区社会福祉事業団	利用率 (特養+シヨート)	95.7	%	S	A	S	A	良 好	施設の管理運営については、全体的に良好である。引続きサービスの向上に努め、料金収入の増及び運営経費の削減を図る必要がある。
15	特別養護老人ホーム谷中 〔福〕台東区社会福祉事業団	利用率 (特養+シヨート)	97.5	%	S	A	A	A	妥 当	職員配置基準以上の有資格者を配置し、嚥下機能に合わせた食事の提供を行うなど、利用者本位のサービスが提供され、高い利用率を維持している。施設の老朽化に伴う修繕等の対応が増えてくるので、適切に行う必要がある。
16	特別養護老人ホーム三ノ輪 〔福〕台東区社会福祉事業団	利用率 (特養+シヨート)	98.7	%	S	A	S	A	良 好	高い利用率水準を維持し、経費削減の努力が見られ、適切なサービス提供がなされている。

No.	施設名称 [指定管理者名称]	指標			評価結果					説明
		名称	H22 実績値	単位	事業 運営	施設 管理	満足 度	歳入 歳出	総合 評価	
17	特別養護老人ホーム蔵前 [(福)東京援護協会]	利用率	95.7	%	S	A	A	A	妥当	職員配置基準を上回る有資格者を配置し、また満足度調査でも概ね高い評価を受けている。利用率が減少しているため、空床日数の短縮化などの取組みが必要である。
18	特別養護老人ホーム台東 [(福)聖風会]	利用率 (特養+ショート)	93.3	%	S	A	A	A	妥当	サービスの向上に努め、適切な事業運営が行われており、利用者からの評価も概ね良好である。
19	ケアハウス松が谷 [(福)東京援護協会]	利用率	94.2	%	A	A	A	B	要努力	施設の運営は概ね適切に行われているが、経年劣化に伴う修繕件数の増加が管理経費の増加につながっており、修繕の計画的な実施による支出の抑制が求められる。
20	あさくさ高齢者在宅サービスセンター [(福)台東区社会福祉事業団]	利用率 (一般デイ)	87.4	%	A	A	A	A	妥当	施設の管理については、全体的に良好である。今後も利用率の維持に努めながら、引き続きサービスの向上に努めていく必要がある。
21	うえの高齢者在宅サービスセンター [(福)台東区社会福祉事業団]	利用率	88.4	%	A	A	A	A	妥当	地域との交流を積極的に行い、利用者本位のサービスを提供しており全体的に良好な事業運営がなされている。指定管理料の縮減、管理経費の縮減が図られており、経営努力が見られる。
22	やなか高齢者在宅サービスセンター [(福)台東区社会福祉事業団]	利用率	91.6	%	A	A	S	A	妥当	施設の管理運営は全体的に良好である。サービスについては、独自の取組みを行っており、利用率の向上に寄与している。
23	みのわ高齢者在宅サービスセンター [(福)台東区社会福祉事業団]	利用率 (一般デイ)	97.9	%	A	A	A	A	妥当	サービスの向上に努め、適切な事業運営が行われており、利用者からの評価も概ね良好である。
24	くらまえ高齢者在宅サービスセンター [(福)東京援護協会]	利用率	82.6	%	A	A	A	A	妥当	くらまえ作品展や外出行事などを行い、利用者のニーズに応じたサービスを提供している。利用率はほぼ横ばいであるが、一般的に良好な事業運営を行っている。
25	まつがや高齢者在宅サービスセンター [(福)東京援護協会]	利用率	85.3	%	A	A	S	A	妥当	サービスの向上に努め、適切な事業運営が行われており、利用者からの評価も概ね良好である。
26	たいとう高齢者在宅サービスセンター [(福)聖風会]	利用率 (一般デイ)	77.5	%	A	A	B	A	要努力	施設の運営は概ね適切に行われているものの、利用率が減少しており、利用率の増加を図っていく必要がある。
27	いけのはたデイホーム [(福)台東区社会福祉事業団]	利用率	74.7	%	A	A	B	A	要努力	利用者の声を聞く「座談会」を設け、要望を反映したプログラム作りを行うなど利用者から好評を得ているものの、利用率は減少しているため、更なる利用率向上のための努力が必要である。
28	たなかデイホーム [(福)台東区社会福祉事業団]	利用率	81.6	%	A	A	A	A	妥当	利用率の向上や利用者満足度調査の結果も良好であり、施設全体の管理運営は適切に行われている。
29	老人保健施設千束 [(公社)地域医療振興協会]	老人保健施設・ショート利用率	91.0	%	A	A	A	A	妥当	開設から2年が経過し、利用率が順調に伸びたことで、収支の改善が図られた。施設の運営についても、概ね良好に行われている。
30	身体障害者生活ホームフロム千束 [(福)台東つばさ福祉会]	年間延月単位利用者数	15	人	A	A	A	A	妥当	平成22年度は改修工事を実施し、その間、転居しながらも、混乱なく利用者本位のサービスを提供し、関係団体とも連絡をとりながら地域福祉の担い手として運営をしてきている。
31	台東病院 [(公社)地域医療振興協会]	病床利用率	84.5	%	A	A	A	A	妥当	運営協議会の意見や患者の意見箱等を活用し運営改善に取り組み、入院・外来利用者数が着実に増加している。利用者の中の高齢者が占める割合も高く、慢性期疾患に対応した病院として機能している。
32	少年自然の家霧ヶ峰学園 [(株)ニッコトラスト]	延利用人数	12,283	人	A	S	S	A	良好	迅速な施設修繕や、学校等の利用者から案内・接遇について好評を得るなど施設管理運営は概ね良好である。
33	東上野乳児保育園 [(福)康保会]	入所児童数	58	人	A	A	A	A	妥当	利用者アンケート調査では、保護者から平均で約7割の高い支持を得ている。また2時間の延長保育及び年末保育を実施しており、保護者から高い評価を受けている。
34	ことぶきこども園 [(NPO)子育て台東]	入所児童数	174	人	S	A	S	A	良好	区の認定こども園の理念に基づく一貫した教育・保育を実施するとともに、自主事業を行うなど民間事業者の独自性を活かした園運営に取り組んでいる。そのため、保護者の満足度も高く、開設から3年目に入り安定した管理運営が行われている。

No.	施設名称 [指定管理者名称]	指標			評価結果					説明
		名称	H22 実績値	単位	事業 運営	施設 管理	満足 度	歳入 歳出	総合 評価	
35	千束児童館 [(福)台東区社会福祉 事業団]	利用者数	34,858	人	A	A	A	A	妥当	子どもの自主企画や中学生の職場体験を利用した赤ちゃんとの触れあい活動を実施するなど、異年齢の交流に努めると共に、それぞれの年齢層が利用しやすい取り組みを展開している。
36	玉姫児童館 [(福)台東区社会福祉 事業団]	利用者数	27,786	人	A	A	A	A	妥当	地域との連携も図りながら、小学生、中高生、男女、障害児に配慮した環境整備や事業を行い、地域の児童健全育成の拠点として良好に運営されている。
37	台東児童館 [(福)台東区社会福祉 事業団]	利用者数	15,499	0	A	A	A	A	妥当	児童人口が多くない地域ではあるが、各室内の環境整備や活動の設定日数を増やすなど、子ども達の希望に応えた事業を展開し、地域の児童の健全育成の拠点としての役割を果たしている。
38	池之端児童館 [(福)台東区社会福祉 事業団]	利用者数	22,524	人	A	A	S	A	妥当	児童人口の多くない地域ではあるが、地域の関係機関と連携すると共に、利用者が過ごしやすい環境整備や事業を行い、児童健全育成の拠点としての役割を担っている。
39	松が谷児童館 [(福)台東区社会福祉 事業団]	利用者数	41,969	人	A	A	S	A	妥当	各室の使い方を工夫し、それぞれの年齢の児童が充分過ごせるような住み分けを行なうと共に、公園や近隣施設を使用した事業を展開し、地域の児童健全育成の拠点としての役割を果たしている。
40	今戸児童館 [(福)台東区社会福祉 事業団]	利用者数	21,770	人	A	A	S	A	妥当	幅広い年齢層が活発に活動しているが、地域ボランティアの受入・幼児の保護者や児童の自主企画、里山の保全活動への取組など様々な人達や活動との出会いを仕掛け、児童の健全育成の拠点として地域に貢献している。
41	寿児童館 [(福)台東区社会福祉 事業団]	利用者数	38,552	人	A	A	S	A	妥当	22年度は、1・2階改修工事や震災の影響から利用者が目標値には達しなかったが、地域関係機関との連携強化により、子ども達の見守りや児童館の活動への協力も得られ、子ども達のやりたい気持ちを育成する様々な事業を提供している。
42	社会教育センター [(株)山武]	利用率	50.7	%	A	A	A	A	妥当	1Fロビー正面に情報案内モニターを設置し開催予定のラーニングや自主事業の案内及び応募状況を可視化したり、ホームページ内容の充実や教育館ニュースの発行など、随所に工夫を講じながら施設サービス展開している。
43	千束社会教育館 [(株)山武]	利用率	54.1	%	S	A	S	A	良好	利用率の低い和室については20年度利用率の2倍に、会議室についても10%増加して努力のあとが見られる。
44	小島社会教育館 [(株)山武]	利用率	30.4	%	S	A	A	A	妥当	他の教育館に比べると貸室が6室と多いため、利用が分散して利用率が低くなりがちだが、利用者拡大に積極的に取組み少しずつ利用率が上がってきている。ホールの利用が若干落ちているので、更なる工夫が望まれる。
45	根岸社会教育館 [(株)山武]	利用率	45.0	%	A	A	A	A	妥当	施設の管理運営は、概ね適切に行われている。利用率の微減については、地域の特徴を生かした自主講座を行う工夫も見られることから、地域の人材取り込みにも力を入れ更なる高みに向けて努力していくことが望まれる。
46	今戸社会教育館 [(株)山武]	利用率	28.1	%	S	A	A	A	妥当	他の社教館より利用率は低いですが、毎年順調に利用率を上げている。馬道区民館の改修工事終了後も引き続き6団体の利用が増えたことは館の努力により、利用者の満足度が上がる運営が行われている成果と思われる。
47 ～ 53	台東リバーサイド スポーツセンター 体育 館・陸上競技場・野球 場・庭球場・水泳場・ 少年野球場・駐車場 [(公財)台東区芸術文 化財団]	利用者数	386,775	人	B	A	B	A	要 努力	施設管理に関しては、適正に行われるとともに、陸上競技場の開館時間延長など、区民サービスの向上にも努めているが、一部課題がある。区民サービス向上のため、課題への対応を図っていく必要がある。 【参考】指定管理者施設管理評価委員会による評価結果 事業運営：B 施設管理：A 満足度：B 歳入歳出：A 総合評価：要努力
54	社会教育センター 清島温水プール [(株)山武]	利用者数	61,140	人	A	A	A	A	妥当	協定書に基づき事業運営や施設管理が適切に行われている。引き続き自主事業やサービス面で充実を図り、利用率の更なる向上を目指していく。

## 《参考資料》

### (1) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	所 属 等
委 員 長	福留 強	聖徳大学 生涯学習研究所所長
副委員長	高橋 保雅	台東区体育協会副理事長
委 員	池尾 清美	台東区スポーツ推進委員 台東区社会教育委員
	渡部 弘	めぐろパーシモンホール館長
	小山 勝範	独立行政法人中小企業基盤整備機構（経営支援 アドバイザー） 台東区商工相談員
	矢下 薫	台東区企画財政部長
	和田 人志	台東区総務部長



## **(2) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 設置要綱**

### **(設置)**

**第1条** 指定管理者が管理を行う台東区の公の施設（以下「施設」という。）の適正な管理を確保することを目的として、施設の管理状況等の評価（以下「施設管理評価」という。）を行う台東区指定管理者施設管理評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### **(所掌事項)**

**第2条** 委員会は、施設管理評価に関することを所掌する。

### **(組織)**

**第3条** 委員会は、8名以内の施設の適正な管理について識見を有する者並びに企画財政部長及び総務部長をもって組織し、区長が委嘱する。

### **(委員の任期)**

**第4条** 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

### **(委員長及び副委員長)**

**第5条** 委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### **(会議)**

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員もしくは委員の属する団体等と施設管理評価の対象となる指定管理者との間に、利害関係が存在する場合は、当該委員は、当該指定管理者の施設管理に係る議事には参与することができないものとする。

### **(部会)**

**第7条** 委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、施設管理評価の資料等を作成し、委員会に提出する。

3 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長は、施設管理評価を行う施設の所管部長とする。

5 部会員は、施設管理評価を行う施設の所管部の庶務担当課長、所管課長及び経営改革担当課長とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、企画財政部企画課に置き、企画財政部財政課及び総務部人事課と連携の下に運営する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は区長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。



### (3) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 活動記録

#### ① 評価委員会 審議経過

日 程	審 議 事 項
平成23年11月4日	(第1回) 評価の実施方法の決定 評価対象施設の選定
平成24年1月16日	(第2回) 評価結果のまとめ 評価委員会の総括的意見 評価委員会報告書の構成
平成24年2月1日	(第3回) 評価委員会報告書の決定

#### ② 施設の視察調査、所管課へのヒアリングの実施経過

日 程	対 象 施 設
平成23年11月10日	浅草公会堂 台東リバーサイドスポーツセンター

## (4) 台東区指定管理者制度運用指針

平成20年11月26日策定

平成22年 5月11日改定

### 1. 運用指針の位置付け

台東区の公の施設において、指定管理者制度を適切に運用し、安定的な管理運営や、より一層のサービス向上に資するため、この指針を策定する。

### 2. 適用方針

#### (1) 適用施設

民間その他の団体のノウハウを活用することにより、サービス内容の向上や管理運営の効率化などが見込まれる施設については、適用対象とする。

ただし、適用にあたっては、公の施設としての管理水準を良好に保つことを前提とする。

#### (2) 適用対象外とする施設

(1)の要件を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する施設については、適用対象外とする。

- ① 法令等により、区が管理主体となることが定められている場合
- ② 区が管理運営を行うべきであると、区長が判断した場合

### 3. 指定管理者の選定方法

#### (1) 公募の原則

指定管理者の選定は、原則として公募型プロポーザル方式により行う。

#### (2) 公募によらない選定

次のいずれかに該当する場合は、公募によらない選定を行うことができる。

- ① 施設や収蔵品の寄贈にあたっての経緯などから判断して、その事業者が施設の管理運営を行わせることが最適と認められる場合
- ② 施設の管理運営にあたり、利用者との信頼関係の継続や安定的かつ継続的な事業運営、ノウハウの蓄積を特に必要とする場合
- ③ 区と密接な連携を図りながら区の政策を推進するため、行政支援及び補完機能を有する区の出資団体による管理運営が適切である場合
- ④ 複合施設となる建物において、上記いずれかの理由により非公募となる施設を有し、当該施設との一体的な管理運営が必要な場合
- ⑤ その他やむを得ない事情により、公募する暇がない場合

### (3) 継続の場合の特例

(1)の規定に基づく施設において、指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合であって、現指定管理者から提出させた事業計画書その他の書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が施設の設置目的を最も効果的に達成することができるのと区長が判断した場合は、現指定管理者を公募によらないで再選定することができる。

なお、この場合の再選定は、各施設について1回に限り行うことができるものとする。

### (4) 複合施設等の一括指定

同一の建物・敷地内に複数の施設が存在する場合（複合施設）や、区内に複数の類似施設が存在する場合については、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、これらの施設について同一の指定管理者を選定することができる。

## 4. 公募条件の設定

### (1) 団体の種別等

法令等に定めがある場合や、施設の設置目的からみて法人の種別等を限定することが望ましい場合は、これらの条件を付したうえで公募することができる。

また、複数の団体で構成する共同事業体による応募も可能とし、この場合は必ず代表団体を定める。

### (2) 応募団体の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募資格を認めないものとする。

なお、募集要項で、各施設の状況に応じた項目を追加することができる。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- ② 台東区から指名停止措置を受けているもの
- ③ 会社更生法及び民事再生法等に基づき、更生又は再生手続きをしているもの
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- ⑤ 過去3年間の法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等を完納していないもの

### (3) 兼業禁止規定の準用

指定管理者制度の運用にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市町村長の兼業禁止）及び第180条の5（委員の兼業禁止）の請負禁止に係る各規定の趣旨を踏まえ、これらの規定を準用する。

## 5. 指定期間

### (1) 標準期間

5年以内の期間で、施設の管理形態等に応じて設定する。

### (2) 特例期間

区長が、長期にわたる安定的な経営が必要であると判断した場合は、10年を上限とした期間を設定することができる。

### (3) 複合施設等の取扱い

複合施設等において、同一の指定管理者を指定する場合は、これらの施設について同一の指定期間を設定することができる。

## 6. 選定手続き

### (1) 選定委員会

公募により選定を行う場合は、学識経験者や経営に関する知識を有する者など外部の有識者（外部委員）と区職員（内部委員）で構成する選定委員会を、要綱により設置する。

なお、委員の半数以上を外部委員とし、会議は非公開とする。

### (2) 選考基準

各施設の設置条例に定める基準のほか、次に掲げる項目を中心に選定委員会で細目を定め、審査を行う。

- ① 団体の実績・安定性
- ② 区の求める管理水準の確保
- ③ サービス向上への取組み
- ④ 運営効率化への取組み
- ⑤ 危機管理・安全確保の取組み
- ⑥ 職員育成の取組み

### (3) 審査方法

書類審査やプレゼンテーションなど、要綱で定めた方法により、審査を行う。

審査の結果、最も得点の高い団体を優先交渉権者として選定し、必要に応じて第二順位以下の交渉権者を選定する。

### (4) 選定結果の公表

選考基準や選考結果などの情報は、原則として開示する。

ただし、優先交渉権者以外の団体名称等の情報は非開示とする。

### (5) 審査会

公募によらないで選定を行う場合は、(1)の選定委員会に代えて審査会を設置し、過去の管理実績や指定管理者としての適性などを判定する。

なお、審査会の委員には、外部の有識者を加えることとし、会議の運営については、選定委員会に準じて行うものとする。

## 7. 協定等の締結

### (1) 協定の締結

指定管理者の議決を受けた後、区と指定管理者は、次に掲げる項目を盛り込んだ基本協定及び年度協定を締結する。

なお、各施設の状況に応じた項目を加えることができる。

- ① 指定期間
- ② 業務の範囲
- ③ 指定管理料
- ④ 利用料金
- ⑤ 施設の修繕
- ⑥ 個人情報の保護
- ⑦ リスク分担
- ⑧ 指定の取消し

### (2) 覚書の締結

指定期間の開始前において、引継ぎや事前準備を行うために必要な項目について、区と指定管理者との間で覚書を締結する。

## 8. 評価の実施

### (1) 内部評価の実施

指定管理者に対し、毎年度、次に掲げる項目について、事業計画書や業務基準書の内容と照らし合わせて評価を実施する。

なお、各施設の状況に応じた項目を追加することができる。

- ① 事業の運営
- ② 施設の維持管理
- ③ 利用者の満足度
- ④ 歳入歳出

### (2) 外部評価の実施

指定管理者に対し、指定期間の2年目もしくは3年目に、上記(1)に掲げる項目について、外部の評価機関または外部の有識者及び区の職員等で構成する評価委員会による評価を実施する。

### (3) 財務分析の実施

指定管理者（区の出資団体を除く。）に対し、毎年度、経営状況等を確認するため、経営の専門家や民間調査機関等による財務分析を実施する。

## 9. 指定の取消し

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- ① 協定及び業務基準書等に掲げる管理基準を満たさない場合
- ② 指定管理者の責めに帰すべき理由により、管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合
- ③ 上記①及び②を踏まえた区の改善指示に従わない場合又は十分な改善策を講じない場合
- ④ 指定管理者から、管理の継続が困難である旨の届出が提出された場合

(5) 台東区における指定管理者制度適用施設一覧 (平成24年2月現在)

No.	施設名称	指定管理者名称	指定期間	所管課
1	浅草公会堂	明治座・野村ビルマネグループ	5年	区民課
2	母子生活支援施設さくら荘	(福)愛隣団	5年	子育て支援課
3	寿子ども家庭支援センター	(NPO)子育て台東	5年	
4	下町風俗資料館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	文化振興課
5	一葉記念館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
6	朝倉彫塑館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
7	旧東京音楽学校奏楽堂	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
8	書道博物館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
9	産業研修センター	(公財)台東区産業振興事業団	3年	産業振興課
10	老人福祉センター	(福)台東区社会福祉事業団	3年	高齢福祉課
11	入谷老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	3年	
12	橋場老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	3年	
13	三筋老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	3年	
14	特別養護老人ホーム浅草	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
15	特別養護老人ホーム谷中	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
16	特別養護老人ホーム三ノ輪	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
17	特別養護老人ホーム蔵前	(福)東京援護協会	5年	
18	特別養護老人ホーム台東	(福)聖風会	5年	
19	特別養護老人ホーム千束	(福)台東区社会福祉事業団	4年	
20	ケアハウス松が谷	(福)東京援護協会	5年	
21	あさくさ高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
22	うえの高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	3年	
23	やなか高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
24	みのわ高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
25	くらまえ高齢者在宅サービスセンター	(福)東京援護協会	5年	
26	まつがや高齢者在宅サービスセンター	(福)東京援護協会	5年	
27	たいとう高齢者在宅サービスセンター	(福)聖風会	5年	
28	いけのはたデイホーム	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
29	たなかデイホーム	(福)台東区社会福祉事業団	5年	

No.	施設名称	指定管理者名称	指定期間	所管課
30	せんぞくデイホーム	(福)台東区社会福祉事業団	4年	
31	老人保健施設千束	(公社)地域医療振興協会	10年	高齢福祉課
32	身体障害者生活ホームフロム千束	(福)台東つばさ福祉会	5年	障害福祉課
33	台東病院	(公社)地域医療振興協会	10年	健康課
34	少年自然の家霧ヶ峰学園	(株)ニッコトラスト	3年	学務課
35	ことぶきこども園	(NPO)子育て台東	5年	
36	東上野乳児保育園	(福)康保会	5年	児童保育課
37	千束児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
38	玉姫児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
39	台東児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
40	池之端児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
41	松が谷児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
42	今戸児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
43	寿児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
44	社会教育センター	(株)山武	3年	生涯学習課
45	千束社会教育館	(株)山武	3年	
46	小島社会教育館	(株)山武	3年	
47	根岸社会教育館	(株)山武	3年	
48	今戸社会教育館	(株)山武	3年	
49 ～ 55	台東リバーサイドスポーツセンター ～ 体育館・陸上競技場・野球場・庭球場・ 水泳場・少年野球場・駐車場	(公財)台東区芸術文化財団	5年	青少年・ スポーツ課
56	社会教育センター清島温水プール	(株)山武	3年	